

横浜市上白根大池公園こどもログハウス

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市上白根大池公園こどもログハウスの指定管理者の選定にあたり、横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査や公開ヒアリングの開催を行ってまいりました。

この度、選定委員会による審査が終了し、第1位候補者を選定いたしましたので、ここに審査結果を報告します。

なお、この報告書は公開を前提としており、「横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）では、団体名と審査における評点を旭区地域振興課ホームページで公表することとしています。

## 2 横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会委員

（氏名五十音順：委員長除く）

	氏名	所属等	備考
委員長	長畑 周史	横浜市立大学国際商学部 准教授	学識経験者
委員	嶋崎 伸子	旭区子ども会育成連絡協議会 会長	利用者代表
委員	馬場 由布子	馬場会計事務所 税理士	財務の専門家
委員	濱本 茂之	旭区青少年指導員連絡協議会 会長	利用者代表
委員	森屋 直美	横浜市立四季の森小学校 PTA 副会長	利用者代表

## 3 指定候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 （指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討）	令和3年5月19日（水）
公募期間（旭区ホームページへ掲載し周知）	令和3年6月9日（水）～ 7月9日（金）
公募要項に関する質問受付（0件）	令和3年6月18日（金）～ 6月25日（金）
公募要項に関する質問に対する回答	令和3年6月30日（水）～
提案書類の受付（1団体）	令和3年7月7日（水）～ 7月9日（金）
●第2回横浜市上白根大池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 （公開ヒアリング及び本審査）	令和3年7月27日（火）

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された提案書類を審査し、公開ヒアリングにおいて、応募団体からの提案説明及び選定評価委員による質疑を行い、第1位候補者を選定しました。

最低基準点は、各委員105点満点の6割の63点です。ただし、63点に満たない委員がひとりでもいる場合は不採択としました。

団体名			評価 委員			
項目	審査の視点	インデックス 番号	配点	採点	仮採点	本採点
1 団体の状況			(10点)	————▶ 良い		
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	イ-1(1)	5点	1・2・3・4・5		
(2) 応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	イ-1(2)	5点	1・2・3・4・5		
2 職員配置・育成			(10点)			
職員の確保、配置及び育成	・施設及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	イ-2	10点	2・4・6・8・10		
3 施設の管理運営			(40点)			
(1) 施設及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検など)計画となっているか。	イ-3(1)	5点	1・2・3・4・5		
(2) 小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	イ-3(2)	5点	1・2・3・4・5		
(3) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	イ-3(3)	10点	2・4・6・8・10		
(4) 防災に対する取組	・横浜市(区)防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	イ-3(4)	5点	1・2・3・4・5		
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	イ-3(5)	10点	2・4・6・8・10		
(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	イ-3(6)	5点	1・2・3・4・5		
4 事業の企画・実施			(30点)			
(1) 事業計画、事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	イ-4(1)	10点	2・4・6・8・10		
(2) 施設の利用促進	・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 ・利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	イ-4(2)	10点	2・4・6・8・10		
(3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画となっているか。	イ-4(3)	5点	1・2・3・4・5		
(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関及び近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	イ-4(4)	5点	1・2・3・4・5		
5 収支計画及び指定管理料			(10点)			
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	イ-5(1)	5点	1・2・3・4・5		
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	イ-5(2)	5点	1・2・3・4・5		
6 新型コロナウイルスへの対応			(5点)			
新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、工夫等)	イ-6	5点	1・2・3・4・5		
1～6の合計			105点			

(次ページあり)

項 目	審査の観点	インデックス 番号	配点	採点	仮採点	本採点
7 加減点項目			(15点)			
(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10点	0・10		
(2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	実績が良好であるか。		-5点～ +5点	-5・-4・-3 ・-2・-1 0・1・2・3・4・5		
合計			120点			
<b>(最低基準63点)</b>						
<b>(意見・コメント記入欄) 評価した点、評価できない点、その他意見、総合評価等をご記入ください</b>						

## 5 応募者の制限

応募団体（代表団体及び構成団体）について、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

### 【公募要項：5公募及び選定に関する事項(5)応募条件等について(イ)欠格事項】

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

- ※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 6 応募団体

1団体から応募がありました。団体の名称等は以下のとおりです。

団体名	構成団体名（共同事業体の場合）
一般社団法人あさひ区民利用施設協会	—

## 7 審査結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を第1位候補者と決定しました。

【第1位候補者】 一般社団法人あさひ区民利用施設協会

※委員別採点内訳

項目	委員	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	小 計
1		8	10	9	10	10	47
2		8	10	8	8	9	43
3		32	37	34	35	34	172
4		24	28	26	24	24	126
5		8	10	8	10	8	44
6		4	5	4	5	5	23
小計		84	100	89	92	90	455
7		15	15	15	15	14	74
合計		99	115	104	107	104	529

※採点項目について

No.	項 目	満点/1人
※1	団体の状況	10
※2	職員配置・育成	10
※3	施設の管理運営	40
※4	事業の企画・実施	30
※5	収支計画及び指定管理料	10
※6	新型コロナウイルスへの対応	5
	小 計	105
※7	加減点項目	15
	合 計	120

## 8 審査講評

- ・現指定管理者としての実績や経験があり、ログハウスの設置目的をよく理解した安定的な施設運営が期待できる。
- ・前回の指定管理者選定時に指摘のあった真夏の暑さ対策への取組も、エアコンやミストシャワーなどの設置により対応しており評価できる。
- ・現状の課題やニーズをよく踏まえた提案内容である。
- ・今後も多様な事業を新たに展開することで、より地域に密着した施設となるよう期待したい。